

土木系 大学講義シリーズ17

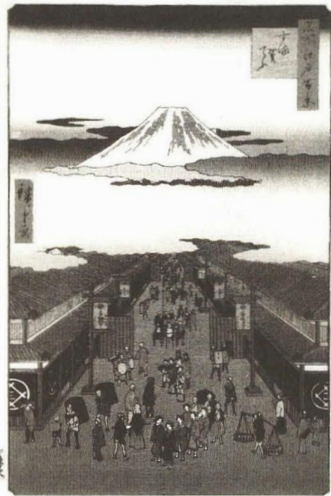
都市計画 (四訂版)

工学博士 新谷 洋二

工学博士 高橋 洋二

博士(工学) 岸井 隆幸

博士(工学) 大沢 昌玄



コナ社

土木系 大学講義シリーズ 編集機構

編集委員長

伊 藤 學 (東京大学名誉教授 工学博士)

編集委員 (五十音順)

青 木 徹 彦 (愛知工業大学教授 工学博士)

今 井 五 郎 (元横浜国立大学教授 工学博士)

内 山 久 雄 (東京理科大学教授 工学博士)

西 谷 隆 亘 (法政大学教授)

榛 沢 芳 雄 (日本大学名誉教授 工学博士)

茂 庭 竹 生 (東海大学教授 工学博士)

山 崎 淳 (日本大学教授 Ph. D.)

(2007年3月現在)

扉の写真は

左：パリ、凱旋門からテファンス地区開発を望む (著者撮影)

右：歌川広重の名所江戸百景に描かれた駿河町 (富士を望む風景)

—— 四訂版のはしがき ——

パリのルーブル宮殿から凱旋門に至るシャンゼリゼー通りとラ・デファンスまでの軸線、数々の歴史的建築物・広場・モニュメント等を見ると、パリは都市計画に基づき、計画意図を持って周到にデザインされた都市であることを実感する。ヨーロッパには、小規模ながら歴史のある個性的・魅力的な都市が数多く存在しているが、そこにも長い時間をかけて自然・農業・牧畜等と調和させつつ街づくりを行ってきた都市計画の理念を見てとることができる。アメリカにおいても、ニューヨークやシカゴの基盤目に区切られた市街地や摩天楼群は、機能性と象徴性を追求した近代都市計画の所産であることを示している。

わが国では、平城京・平安京などの条坊制の古代都市や近世の城下町のように計画的な都市形成がなされた時代があり、かつては都市計画が社会的に大きな力を持っていた。一方、現在の東京や大阪等の大都市では、その活力・利便性・治安の良さは世界のどの都市にもひけをとらないが、狭小な住宅・混雑する道路や鉄道・緑やオープンスペースの不足等の都市問題が山積している。また、地方都市においても、統一性のない建築物・市街地が広がっていて、都市の個性や魅力に乏しく、なかでも中心市街地の衰退が深刻である。つまり、経済的に世界有数の水準に達しているが、都市環境については欧米の水準にいまだ及ばず、今日の都市計画が十分な機能を果たしていないといえる。

また、1997年に気候変動枠組み条約(COP3京都議定書)が締約されたように、地球環境問題の制約は厳しくなり、加えて、わが国においては人口減少・高齢社会への対応が早急に求められている。今こそ限られた時間のなかで、都市の構造・交通体系・居住形態を大胆に改革していく必要がある。また、1995年の阪神淡路大震災・2011年の東日本大震災・たび重なる台風被害は、われわれに都市の防災性向上が重要であることを再確認させた。これらの体験を通じ、都市計画は都市の効率性や利便性を求めるだけでなく、住民の生命や財産の安全を何よりも優先していかなければならないという貴重な教訓を得た。

ところで、21世紀は世界的にも都市の時代といわれており、先進国はもとより開発途上国における都市化の波は、かつて経験したことの無い規模と速度で進展するものと考えられている。そこでは気候風土・政治・経済・文化等が多様なだけでなく発展段階も異なるから、これまで経験したことの無い複雑で、深刻な都市問題が噴出するものと予想され、都市計画をわが国の視点のみで論ずることはできなくなっている。

このように21世紀に入り、高齢化・成熟化・国際化・情報化時代にふさわしい新たな都市計画のパラダイムが求められているが、今後の都市型社会に対応し地方分権を進めるため、都市計画法の抜本的改正も2000年5月に行われ、地方の役割や裁量の幅がより高められた。その後も、2004年の景観法や2005年の国土形成計画法の制度など、都市計画をめぐるさまざまな法制度上の改革が行われた。『都市計画』は1998年の初版発行後、重版を経て2001年に改訂版としたが、今回、これらの事項に対応させるべく改訂を行い、三訂版を経て四訂版とした。

本書は都市計画を学ぼうとする学生諸君に対して、都市計画の歩み・都市計画の立て方・事業手法等の基礎知識を提供することを目標としている。本書を通じて都市計画の理念や思想を理解するとともに、都市計画は現実の都市において日々実現していかなければならない実学であることも学んでいただけることを期待している。なお、執筆分担は以下のとおりであるが、四訂にあたり、データの更新と修正には、岸井研究室の吉野ゆう子さんに大変お世話になった。

第1章（高橋・岸井）、第2、3章（岸井）、第4章（新谷・岸井・大沢）、第5～8章（高橋・大沢）、第9章～15章（岸井・大沢）、第16章（新谷・高橋・岸井）

また、具体的事例やプランをできるだけ同一の地域から選ぶことにより、都市計画の重要な要素である即地性および総合性を学べるよう試みている。対象としておもに千葉県を取り上げることとしたが、資料の提供に快く協力いただいた方々に心から謝意を表したい。

目 次

第1章 序 論

1.1 都市計画・国土計画の定義	1
1.1.1 都市の範囲と定義	1
1.1.2 都市計画・国土計画の関係と定義	2
1.2 都市計画と都市計画技術者の役割	6
1.2.1 都市計画・国土計画の役割	6
1.2.2 技術者の役割とあり方	7

第2章 都市・国土の歴史

2.1 古代・中世の都市	8
2.2 近世・近代の都市	11

第3章 近代都市計画の思想

3.1 ユートピア思想	14
3.2 田園都市	15
3.3 近隣住区	17
3.4 多様な理想像	19
3.4.1 居住環境地域	19
3.4.2 ささまざまな新都市の提案	20

第4章 日本近代都市計画の歩み

4.1 明治維新から市区改正へ	22
4.2 都市計画法の制定	25
4.3 関東大震災と震災復興	26

4.4	第二次世界大戦と戦災復興	28
4.5	新都市計画法（1968年法）の誕生	29
4.6	1968年法以降の動き	30

第5章 都市計画の調査

5.1	調査の意義と範囲	33
5.1.1	調査の目的と位置づけ	33
5.1.2	調査の範囲と対象	34
5.1.3	地 図	36
5.2	基礎的な統計	37
5.2.1	指定統計等	37
5.2.2	都道府県等による統計	37
5.3	その他の基礎的調査	38
5.3.1	都市計画基礎調査	38
5.3.2	実態調査の必要性	39

第6章 都市計画の立案と実現

6.1	マスタープランの役割	44
6.1.1	総合計画とマスタープラン	44
6.1.2	マスタープランと法定都市計画	46
6.2	法定都市計画の範囲と制度	47
6.2.1	法定都市計画の範囲	47
6.2.2	都市計画に関連する法制度	50
6.3	法定都市計画の内容と手続き	50
6.3.1	都市計画の種類と内容	50
6.3.2	都市計画の手続き	57
6.4	都市計画の規制と事業	58
6.4.1	都市計画の規制	58
6.4.2	都市計画事業	59
6.4.3	市街地整備基本計画	60

第7章 土地利用の計画

7.1 土地利用の実態と課題	61
7.1.1 人口の都市集中と土地利用の実態	61
7.1.2 土地利用の主要課題	64
7.2 都市の類型と土地利用計画	68
7.2.1 土地利用の分類	68
7.2.2 都市の構造と類型	68
7.2.3 土地利用計画の役割	71
7.3 土地利用計画の立案	73
7.3.1 土地利用計画立案のプロセス	73
7.3.2 フレームの予測	74
7.3.3 土地利用面積の推計	75
7.3.4 配置計画	77
7.4 土地利用の規制と誘導	79
7.4.1 土地利用の実現方法	79
7.4.2 都市計画による規制・誘導	79

第8章 都市交通施設の計画と整備

8.1 都市交通の実態と特性	85
8.1.1 都市交通問題の背景と実態	85
8.1.2 都市交通の特性	87
8.2 都市交通施設の種類と計画	91
8.2.1 都市交通施設の種類と特性	91
8.2.2 都市交通施設計画の考え方	91
8.3 都市交通計画の立案	105
8.3.1 都市交通計画のあり方	105
8.3.2 都市交通計画立案のプロセス	106
8.4 都市交通施設の整備事業	114
8.4.1 社会資本としての都市交通施設	114
8.4.2 施設別事業の概要	114

第9章 公園・緑地の計画と整備

9.1 公園・緑地の分類と特性	116
9.1.1 公園・緑地の意義	116
9.1.2 公園・緑地の種類	116
9.2 公園・緑地の計画立案と事業	118
9.2.1 計画目標量と配置基準	118
9.2.2 公園・緑地整備の事業	120

第10章 供給処理施設の計画と整備

10.1 供給処理施設の種類の特性	121
10.2 供給処理施設の計画立案と事業	122
10.2.1 上水道施設	122
10.2.2 下水道施設	124
10.2.3 廃棄物処理施設	126

第11章 市街地整備の計画と事業

11.1 新市街地の開発整備計画	128
11.2 既成市街地の再整備計画	128
11.3 市街地整備の事業	129
11.3.1 概 説	129
11.3.2 市街地開発事業制度の流れ	130
11.3.3 土地区画整理事業	133
11.3.4 新住宅市街地開発事業	135
11.3.5 市街地再開発事業	137
11.3.6 多様な手法	139

第12章 防災・環境に関する計画と事業

12.1 都 市 防 災	140
12.1.1 防災計画の考え方	140
12.1.2 防災に関する事業	141

12.1.3 東日本大震災	143
12.1.4 多様なリスクを意識した防災都市計画	144
12.2 都市環境	146
12.2.1 都市環境問題の現状	146
12.2.2 環境アセスメント	150
12.2.3 都市景観	153

第13章 全国総合開発計画

13.1 全国総合開発計画	156
13.2 新全国総合開発計画	158
13.3 第3次全国総合開発計画	158
13.4 第4次全国総合開発計画	160
13.5 第5次全国総合開発計画 (21世紀の国土のグランドデザイン)	160
13.6 国土形成計画	162

第14章 大都市圏計画・地方圏計画

14.1 大都市圏の計画の変遷	163
14.2 地方圏の計画の変遷	170

第15章 諸外国の都市計画・国土計画

15.1 イギリス	172
15.2 ドイツ	174
15.3 フランス	175
15.4 アメリカ	176

第16章 都市計画の今後の課題

参 考 文 献

索 引

序 論

1.1 都市計画・国土計画の定義

1.1.1 都市の範囲と定義

都市や都市計画は、すでに日常的に使用される用語となっているが、都市という言葉をとってみても、国や人により多様な使い方がされ、その意味する内容や範囲は時代とともに変化してきている。しかし、そこには国や時代を超えて込められてきた、共通の基本的概念が含まれているのも事実である。例えば都市という言葉には、つぎのようないくつかの基本的な概念が含まれている。

- ① 都市には相当規模の人口が集積し、周辺と区分可能な一定以上の人口密度を有している。
- ② 都市では農業・漁業・林業などの第一次産業より、工業・商業等の第二次および第三次産業が発達していて、これらの産業に従事する人口が多い。
- ③ 都市は、一つの社会的集団として周辺と区別することのできる政治的および行政上の組織を持っている。

ところで、①の概念からいえば、市（および一定規模以上の町）の中心部およびその周辺は、人口の集積が大きいので都市に区分されるが、その他の区域は都市には区分されないことになる。この概念によれば、都市の範囲は必ずしも市町村の行政区域と一致しないことになる。

また②の概念によれば、都市とは商業・業務・住居・工業等の土地利用が優勢なまとまりのある区域を指すことになる。したがって、歴史的・社会的に一

つの都市と考えた方がよい場合や同一の行政区域であっても、農林漁業としての土地利用が優勢な区域は都市の範囲に含まれないことになる。

③の概念から見ると、わが国は1都1道2府43県に分けられ、さらに都道府県は全国で2522(2005年)の市町村に分割されている。地方自治法では通常、人口5万人以上で、中心市街地の戸数が全戸数の60%以上、商工業等に従事する者が全人口の60%以上の地方自治体を市として定めていて、全国で732(2005年)の市が存在している。しかし、この定義によれば、複数の行政組織にまたがる大都市のような場合は、一つの都市とはいえないことになる。わが国の大都市では、戦後、人口や産業の集積が進み、日常生活圏域も急激に拡大してきたが、行政組織は変わっていないので、その範囲は複数の都府県や市町村にまたがっている。

このように、都市の範囲を一つの指標や基準によって定義することは容易ではないが、一般に一日生活行動圏をもって都市の範囲とする場合が多い。

ところで、法律上は都市をどのように定義しているだろうか。都市計画法の中で**都市計画区域**という用語が定義されているが、そこでは「都市計画区域は市または一定規模以上の町村の中心市街地を含み、自然的条件・社会的条件・人口・土地利用・交通量等から見て一体の都市として整備・開発・保全する必要がある区域を指す」としている。この場合、行政の境界にかかわらず、一体の居住圏域・生活圏域と考えられる区域を一つの都市計画区域とすべきことが定められている。

1.1.2 都市計画・国土計画の関係と定義

都市は日常生活圏をおおむねその範囲としているが、より広域の地域・地方における社会的・経済的機能の一部を構成している。例えば、青森・秋田・仙台・山形は東北地方の各県の中心都市であるが、中でも仙台は東北地方の中心的な都市と位置づけることができる。このように都市は国や地域・地方の一部であるから、個々の都市は都市レベルだけではなく、より広域の地域や国のレベルにおいてもその役割・機能等が位置づけられなければならない(図1.1)。

そのため、国・地域・都市に関する将来の社会・経済のビジョンや方向等を

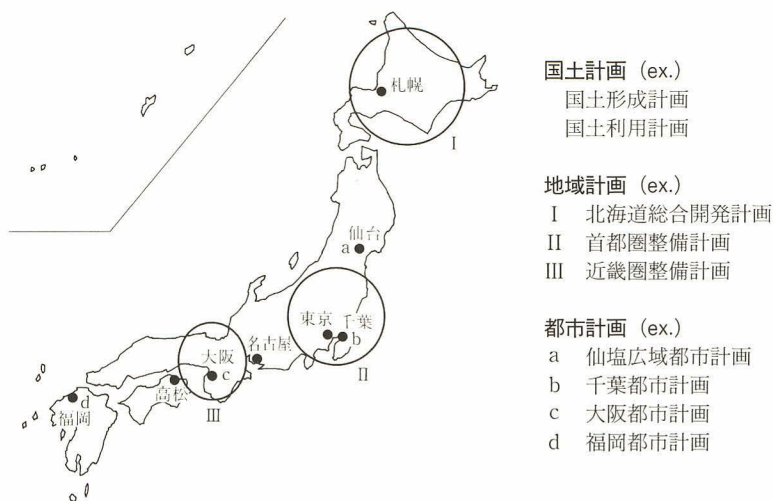


図 1.1 国土計画・地域計画・都市計画の範囲

定めたものを、一般に社会計画 (social planning)・経済計画 (economic planning) と呼び、国・地域・都市の最も基本的な計画として位置づけられている (表 1.1)。一方、国土・地域・都市の人口・産業・土地利用・インフラストラクチャー等の物的施設等に関するビジョン・方向等を定めた計画が必要なこと

表 1.1 戦後の経済計画

作成年	計画名称	計画期間	策定時 内閣	計画の目的
1955	経済自立 5 か年計画	1956～1960	鳩山	経済自立, 完全雇用
1957	新長期経済計画	1958～1962	岸	生活水準向上, 完全雇用
1960	国民所得倍増計画	1961～1970	池田	生活水準向上, 完全雇用
1965	中期経済計画	1964～1968	佐藤	経済社会の近代化, 福祉国家
1967	経済社会発展計画	1967～1971	佐藤	均衡かつ充実した経済社会
1970	新経済社会発展計画	1970～1975	佐藤	住み良い日本の建設
1973	経済社会基本計画	1973～1977	田中	福祉の向上と国際協調
1976	昭和 50 年代前期経済計画	1976～1980	三木	安定的経済発展, 国民生活の充実
1979	新経済社会 7 か年計画	1979～1985	大平	安定成長, 生活の質的充実
1983	1980年代経済社会の展望と指針	1983～1990	中曽根	国際関係, 活力ある経済社会
1988	経済運営 5 か年計画	1988～1992	竹下	外不均衡是正, 安心して豊かな生活
1992	生活大国 5 か年計画	1992～1996	宮沢	豊かさゆとりの生活大国
1995	構造改革のための経済社会計画	1995～2000	村山	豊かな経済社会, 地球社会への参画
1999	経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針	1999～2010	小渕	少子・高齢・人口減少社会への備え

はいうまでもない。このための計画が国土計画・地域計画・都市計画であり、これらは物的計画（physical planning）と呼ばれており、その策定に当たっては経済計画や社会計画を前提とする。

〔1〕 **国土計画** 国土計画は、国の自然的・社会的・経済的条件を前提に、国土の総合的な利用・開発および保全を目的とし、人口・環境・産業・交通通信・土地利用等のさまざまな分野について、体系的・総合的に目標・将来像・整備方針・施策等を定めた計画である。わが国の国土計画としては1950年に制定された国土総合開発法に基づく総合開発計画と、1974年に制定された国土利用計画法に基づく国土利用計画を挙げることができる。

全国総合開発計画は国土全体の均衡ある発展を実現するために、土地・水等の資源、都市・農村の配置、産業立地、交通・通信等についての国の目標・将来像・施策等を定めたもので、これまで5次にわたる計画が策定されてきた。

また、**国土利用計画**は国土の自然環境の保全、健康で文化的な生活環境の確保、国土の均衡ある発展を目指し、長期にわたる安定した均衡ある国土の利用を確保することを目的としている。国土利用計画は国・都道府県・市町村がそれぞれ定めることとなっている。さらに国土利用計画の理念に基づき、土地の投機的取引の除去・乱開発の防止・国土の有効利用を実現するために、都道府県は**土地利用基本計画**を定めることとなっており、ここでは国土を都市地域・農業地域・森林地域・自然公園地域・自然保全地域に区分している。

なお、全国総合開発法は、2005年に地方の自立的発展と主体的取組みを理念とする国土形成計画法に改正され、新たに全国計画と2以上の都府県にまたがる広域地方計画を国が作成することになっている。

国土形成計画は、国土の利用整備および保全を推進するための総合的かつ基本的計画であるが、全国総合開発計画と異なり、国土の形成に関する基本方針・目標を定めるにとどめ、地域の自主的発展、主体的取組みを尊重することを理念としている。なお都道府県・指定都市は、全国計画の案の作成について提案することができる。

〔2〕 **地域計画** 全国を北海道・東北・四国・九州等の地方に分け、それ

ぞれの人口・産業・土地利用・インフラストラクチャーに関する計画を定めたものが**地域計画**または**地方計画**である。

地方には首都圏や近畿圏のように、過密ではあるが諸機能が集中し、経済的に発展している地域と、北海道や東北地方のように人口の流出・雇用や教育機会の不足等に悩む地域が存在する。このような地域格差を是正し、国土全体のバランスある発展を目標として、大都市圏に対しては首都圏整備計画・近畿圏整備計画・中部圏開発整備計画が定められ、地方に対しては北海道総合開発計画・東北開発促進計画・四国地方開発促進計画等が定められてきた。

なお、国土形成計画法では大都市圏形成の目標や方針を広域地方計画として定めることとしているが、具体的な計画策定は首都圏整備法・近畿圏整備法・中部圏開発整備法に基づく各圏域の整備計画などに委ねている。また地方については北海道・沖縄を除き、東北開発促進法・九州地方開発促進法・四国地方開発促進法・北陸地方開発促進法・中国地方開発促進法は廃止され、必要に応じ2以上の県による広域地方計画を作成することとなっている。

〔3〕 **都市計画** **都市計画**は、都市の区域を対象として都市の将来像、整備目標、土地利用・公共施設・公益施設・住宅・商業業務等の配置や規模を定めた物的計画である。

都市計画法では都市計画の基本理念を示しているが、それによれば「都市計画は、農林業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保すべきこと、並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図るべきもの」と規定されている。都市計画は上位計画である国土計画・地域計画と整合していることが求められるだけでなく、都道府県・市町村の総合計画等とも整合していなければならない。

なお、都市計画には都市全体にかかわる計画のほかに、都心の計画・住宅団地計画・工業団地等の地区別の計画がある。また通常、道路・鉄道・公園・下水道等の公共施設、住宅・商業・業務等の計画、面的事業等の部門別計画も定められているが、これらの計画相互に計画上の矛盾や対立があってはならず、整合性が担保されていなければならない。国土計画・地域計画・都市計画が対

〔あ〕	
アーサー・ペリー	17
アセスメント	146
〔い〕	
意見書	29, 57
一般廃棄物	126
インセンティブゾーニング	176
〔う〕	
ウェルウイン	16, 172
ウォートルス	22
〔え〕	
営造物公園	116
駅前広場	98
エキュメノポリス	71
江戸	12
Fプラン	174
エベネザー・ハワード	15
エンゲルス	12
沿道地区計画	57
〔お〕	
OD表	107
〔か〕	
街区公園	120
開発許可	83, 173
開発許可制度	30
開発行為	58, 83
街路	93
笠原敏郎	26
ガス	121
ガソリン税	86, 115
活性汚泥法	125
環境アセスメント	150
環境影響評価書	153
環境影響評価法	146
環境基準	146

環境基本法	146
換地	135
換地処分	135
関東大震災	26
〔き〕	
機会モデル法	111
軌道システム	101
キャプティブ	100
業務核都市	167
居住環境地域	20
近畿圏整備計画	5, 163
近郊整備地帯	166
銀座煉瓦街	22
近隣公園	120
近隣住区	92
近隣住区理論	17
〔く〕	
空港	104, 115
区画道路	92
クリスターラー	70
クルドサック	18
Greater London Plan	163
グロス人口密度	76
〔け〕	
景観法	32, 153
景観地区	55, 154
景観計画区域	153
下水道	121
現在パターン法	109
建設法典	174
建築確認	82
建築基準法	82
減歩	133
建蔽率	52, 79
権利変換	137
〔こ〕	
広域多核都市複合帯	167

公園	116
公害	146
工業整備特別地域	157
工業団地造成事業	56, 131, 139
工業統計調査	37
耕地整理法	130
公聴会	57
交通手段別分担	111
交通手段別分担量	107
交通需要管理	105
交通量の配分	107, 112
高度利用地区	54
合流式	124
交流ネットワーク方式	160
港湾	104, 115
5か年計画	7
国勢調査	37
国土計画	4
国土形成計画	4
国土形成計画法	162
国土総合開発法	4, 50, 156
国土利用計画	4
国土利用計画法	4, 48, 166
ゴットマン	70
後藤新平	25, 26
コーホート法	74
〔さ〕	
再開発地区計画	31, 56
産業革命	11
産業廃棄物	126
サンシモン	14
〔し〕	
CIAM	20
ジェーン・ジェイコブス	21
市街化区域	30, 51
市街化調整区域	30, 51, 83
市街地改造事業	131
市街地開発事業	30, 56, 129
市街地建築物法	25

市街地再開発事業	56, 132, 137
市街地整備基本計画	60
市区改正	22
自治事務	31
市町村マスタープラン	31
指定統計	37
自動車 OD 調査	39
寺内町	9
住区基幹公園	116, 120
住宅街区整備事業	56, 132, 139
住宅地区改良法	139
住宅地高度利用地区計画	57
住宅・土地統計調査	37
住民基本台帳調査	38
集落地区計画	57
縦覧	57
重力モデル法	111
首都圏整備計画	5, 163
首都圏整備法	163
準都市計画区域	32, 50
準防火地域	54
城下町	9
商業統計調査	37
上水道	121
条坊制	8
所得倍増計画	156
人口集中地区	62
新交通システム	101
新産業都市	157
新住宅市街地開発事業	56, 131, 135
新住宅市街地開発法	135
新全国総合開発計画	158
新都市基盤整備事業	56, 131, 139
〔す〕	
水質汚染	147
水道法	122
スクリーニング手続き	151
スコーピング手続き	153
ストラクチャープラン	173
スーパーブロック	18
スプロール	52, 64, 73
スプロール現象	29

〔せ〕	
生産緑地地区	54
生成原単位	109
成長率曲線法	74
整備・開発および保全の方針	50
遷移モデル法	111
全国総合開発計画	4, 156
戦災復興院	28
戦災復興計画	28
線引き	51
全面買収方式	135

〔そ〕	
騒音	146
総合計画	44
総合都市交通計画	105
相互作用モデル法	111
ゾーンシステム	94

〔た〕	
大気汚染	147
第3次全国総合開発計画	158, 167
第4次全国総合開発計画	160
第5次全国総合開発計画	160
田淵寿郎	28

〔ち〕	
地域計画	5
地域制公園	116
地域制（ゾーニング）	176
地域総合計画	175
地域地区	52
地球環境	147
地区計画	31, 57, 59, 177
地区公園	120
地方都市計画	175
地方分権一括法	31
チャールズ・ピアード	26
駐車場	103
駐車場整備地区	55
中心市街地活性化法	32
中部圏開発整備計画	5, 163

〔て〕	
定住圏	159
定住構想	159
帝都復興院	26
帝都復興事業	26
鉄道事業法	115
デトロイト法	109
田園都市	15
田園都市運動	172
電気	121
典型7公害	146

〔と〕	
東京市区改正条例	24
ドクシアデイス	70
特殊道路	93
特定用途制限地域	32
特別都市計画法	26, 131
特別用途地区	54
特別緑地保全地区	119
都市開発区域	166
都市基幹公園	118
都市計画	5
都市計画基礎調査	38
都市計画区域	2, 29, 48
都市計画区域マスタープラン	32
都市計画事業	59, 129
都市計画事業制限	60
都市計画施設	56
都市計画制限	58
都市計画法	25, 29, 46
都市景観	153
都市公園法	118
都市再開発法	131, 137
都市再生特別措置法	32
都市再生緊急整備地域	32
都市再生特別地区	55
都市施設	55
都市地域	47
都市地方計画法	172
都市内幹線道路	92
都市防災総合推進事業	143
都市防災不燃化促進事業	142
都城	8

都市緑地法	118
土地区画整理事業	56, 130, 133
土地区画整理法	133
土地収用権	135
土地利用基本計画	4
土地利用区分現況調査	38
土地利用計画	71, 73
ドーナツ化現象	65
トリップ	87
トリップエンド	87
トレンド法	74
〔に〕	
ニュータウン	128
任意事業	129
〔ね〕	
熱供給	121
ネット人口密度	76
〔は〕	
廃棄物	122
バージェス	68
バス	86, 101
バスターミナル	100
パーソントリップ	87
パーソントリップ調査	40
発生・集中交通量	107
ハフ (D.L. Huff) モデル	77
ハリス&アルマン	69
ハワード	172
〔ひ〕	
非線引き都市	83
非集計モデル	113
避難地	140
避難路	140
Bプラン	174
費用便益分析	113

〔ふ〕	
風致地区	54
ブキャナンレポート	19
物資流動調査	39
フーリエ	14
フレーター法	109
プレート	87
分布交通量	107
分布モデル法	109
分流式	124
〔へ〕	
平均成長率法	109
〔ほ〕	
ホイト	69
防火地域	54
防災建築街区整備事業	131
防災遮断帯	141
法定事業	129
法定都市計画	46, 50
ポート・サンライト	15
保留床	137
保留地	133
〔ま〕	
マスタープラン	45, 46, 176
〔み〕	
緑の基本計画	118
〔め〕	
メガロポリス	70
面的整備事業	83
〔も〕	
モータリゼーション	85
門前町	9

〔や〕	
山田博愛	26
〔ゆ〕	
ユートピア	15
ユニタリーデベロップメント プラン	173
〔よ〕	
容積率	52, 79
用途地域制	30, 52
四段階推計法	107
〔ら〕	
ラドバーン	18
〔り〕	
流通業務地区	55
流通センター	104
緑化地域	119
緑地	116
緑地地域	164
緑地保全地域	119
臨港地区	104
〔る〕	
ル・コルビジェ	20
〔れ〕	
レッチウォース	15, 172
連続輸送システム	101
〔ろ〕	
路外駐車場	104
ローカルプラン	173
路上駐車	104
ロバート・オーウェン	14
ロンドン	11, 173

— 著 者 略 歴 —

にいただ ようじ
新谷 洋二

1953年 東京大学工学部土木工学科卒業
1955年 東京大学大学院修士課程修了
(土木工学専攻)
1955年 建設省勤務
1965年 東京大学助教授
1978年 工学博士 (東京大学)
1978年 東京大学教授
1991年 日本大学教授
1991年 東京大学名誉教授
1999年
～2006年 (財)日本開発構想研究所
理事長

たかほし ようじ
高橋 洋二

1967年 東京大学工学部都市工学科卒業
1967年 建設省勤務
1974年 東京大学助手
1977年 工学博士 (東京大学)
1977年 宅地開発公団勤務
1981年 地域振興整備公団勤務
1984年 静岡県掛川市勤務
1986年 建設省勤務
1988年 神奈川県勤務
1990年 東京商船大学(現 東京海洋大学)
教授
2007年 東京海洋大学名誉教授
2007年
～2014年 日本大学教授
2013年 (公社)日本交通計画協会代表理事

きしい たかゆき
岸井 隆幸

1975年 東京大学工学部都市工学科卒業
1977年 東京大学大学院修士課程修了
(都市工学専攻)
1977年 建設省勤務
1992年 博士 (工学) (東京大学)
1992年 日本大学専任講師
1995年 日本大学助教授
1998年 日本大学教授
2018年 日本大学特任教授
現在に至る

おおさわ まきはる
大沢 昌玄

1997年 日本大学理工学部土木工学科卒業
1997年 住宅・都市整備公団勤務
2003年 日本大学助手
2008年 博士 (工学) (日本大学)
2009年 日本大学専任講師
2013年 日本大学准教授
2016年 日本大学教授
現在に至る

都市計画 (四訂版)

City Planning

© Niitani, Takahashi, Kishii, Oosawa 1998, 2001, 2007, 2014

1998年11月20日 初版第1刷発行
2001年5月10日 初版第3刷発行(改訂版)
2007年4月27日 初版第7刷発行(三訂版)
2014年9月18日 初版第12刷発行(四訂版)
2020年3月25日 初版第15刷発行(四訂版)

検印省略

著者 新谷洋二
高橋洋二
岸井隆幸
大沢昌玄
発行者 株式会社 コロナ社
代表者 牛来真也
印刷所 富士美術印刷株式会社
製本所 牧製本印刷株式会社

112-0011 東京都文京区千石 4-46-10
発行所 株式会社 コロナ社
CORONA PUBLISHING CO., LTD.
Tokyo Japan
振替 00140-8-14844・電話(03)3941-3131(代)
ホームページ <https://www.coronasha.co.jp>

ISBN 978-4-339-05552-8 C3351 Printed in Japan

(安達)



JCOPY

<出版者著作権管理機構 委託出版物>

本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構(電話 03-5244-5088, FAX 03-5244-5089, e-mail: info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製・転載は著作権法上での例外を除き禁じられています。購入者以外の第三者による本書の電子データ化及び電子書籍化は、いかなる場合も認めていません。落丁・乱丁はお取替えます。